事務手続一覧

（別紙１）

区分 ＼ 提出書類（○印は必須，△印は該当者のみ）		組合員異動報告書〔整理番号３〕	組合員転出届書〔整理番号５〕	組合員証等	退職届書または老齢厚生年金改定請求書
退職者（注１） （再任用制度によるフルタイム勤務職員及び臨時的任用職員等の退職を含む。）	旧所属所から提出	○ （注２）	―	○ （注３）	△ （注４）
他の公務員共済組合への転出者 (例)市立○○小学校→ ○○大学教育学部附属小学校（国共済） 市立○○中学校→ △△町教委学校教育課（市町村共済） 県立○○高等学校 → ○○県知事部局○○課（地共済）	旧所属所から提出	○ （注２）	○	○ （注３）	―
公立学校共済組合の他支部への転出者 （県外交流又は退職した上で他県の公立学校等の教職員として採用された者）	旧所属所から提出	○	○	― （注５）	―

※　鹿児島市，指宿市，出水市，霧島市，鹿屋市の各教育委員会への派遣者の異動については，各市立高等学校籍の公立学校共済組合員（市費支弁組合員）として，また，阿久根市教育委員会への派遣者の異動については北薩教育事務所籍の公立学校共済組合員（県費支弁組合員）として取り扱いますので，旧所属所での手続は不要です。

（注１）　退職後，再任用制度によるフルタイム勤務職員や臨時的任用職員等となり，組合員資格が継続する者は除く。

（注２）　組合員資格を喪失後，他の公的医療保険制度に加入する際に資格喪失証明書が必要となる場合は，組合員証等を返納の上，別添「資格喪失証明書交付申出書」により当共済組合へ申し出ること（電話連絡も可）。

（注３）　組合員証等とは組合員証，組合員被扶養者証，限度額適用認定証，高齢受給者証，特定疾病療養受療証をいいます。退職後，当共済組合の任意継続組合員制度へ加入する者についても必ず退職時の所属所へ退職前に使用していた組合員証等を返納すること。他の公務員共済組合へ転出する者の場合は，資格取得手続に備えてコピーを取った上で返納すること。

（注４）　年度末定年退職者（60歳）及び老齢厚生年金受給権のない再任用フルタイム終了者に係る退職届書，年度末定年退職者（63歳・65歳）及び老齢厚生年金受給権を有する再任用フルタイム終了者に係る老齢厚生年金改定請求書については，２月以降，年金担当者から対象者へ個別に手続書類を送付の上，事前提出を求めているので添付の必要はない。臨時的任用職員等については，老齢厚生年金受給権の有無に応じて必要書類を添付し提出すること。（詳細については，令和４年１月25日付け　公共鹿第1212号「令和３年度末の組合員資格喪失に係る長期給付（年金）関係の手続等について（通知）」を参照）

（注５）　当支部で使用していた組合員証等は転出先の支部へ提出すること。

退職後の国民年金への加入手続

・60歳未満で退職する組合員の方

・組合員が退職したときに国民年金第３号被保険者となっている配偶者

・組合員が65歳になったときに国民年金第３号被保険者となっている配偶者

は退職後に国民年金への手続が必要になります。以下を参考に手続を行ってください。

組合員の動向	対象者・変更内容	手続先
再就職 しない	60歳未満の組合員：第２号→第１号 60歳未満の被扶養配偶者：第３号→第１号 ☆60歳以降に退職する組合員は手続不要	お住まいの市区町村の 国民年金担当窓口
再就職 する	組合員：第２号→第２号 60歳未満の被扶養配偶者：第３号→第３号	再就職先の事業所で 手続をしてください。

※　事前にお住まいの市区町村に必要書類等を確認した上で，手続を行うとスムーズです。

※　上記の再就職とは，１日も空けずに厚生年金へ加入して働くことをいいます。

※　60歳未満の組合員が退職後，配偶者の被扶養者となる場合は配偶者の勤務先で第３号の加入手続となります。